

長崎県建設関連業務委託総合評価落札方式試行要領 新旧対照表

改正後	改正前
<p>長崎県建設関連業務委託総合評価落札方式試行要領</p> <p>制定 令和2年9月30日 2建企第361号  <u>最終改正 令和6年3月21日 5建企第453号</u></p> <p>第1条 略</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>比較的高度な技術力を要する業務において、企業と配置予定技術者の経験・能力により評価するもの。<u>なお、入札参加見込み企業により以下のとおり区分する。</u></p> <p><u>・特別簡易1型 県内企業及び県外企業の双方の入札参加を見込む型式</u></p> <p><u>・特別簡易2型 入札参加者を県内企業のみとする型式</u></p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 「契約担任者」は、「総合評価落札方式」による入札を実施しようとする場合は、事前に「実施対象業務の適否」及び「落札者決定基準」について、「<u>業務概要書</u>」(様式9号)及び「<u>総合評価落札方式による「加算点配点基準」調書</u>」(様式10号)並びに長崎県建設関連業務委託制限付一般競争入札実施要綱(平成22年3月25日21建企第735号)(以下、「実施要綱」という。)第4条に規定する競争参加資格設定調書を、「実施要綱」第2条(5)に定める競争参加資格委員会(以下、「競争参加資格委員会」という。)で審査を受けるものとする。</p>	<p>長崎県建設関連業務委託総合評価落札方式試行要領</p> <p>制定 令和2年9月30日 2建企第361号  <u>最終改正 令和5年3月8日 4建企第516号</u></p> <p>第1条 略</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>比較的高度な技術力を要する業務において、企業と配置予定技術者の経験・能力により評価するもの。</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 「契約担任者」は、「総合評価落札方式」による入札を実施しようとする場合は、事前に「実施対象業務の適否」及び「落札者決定基準」について、様式8号(<u>業務概要書</u>)及び様式9号(<u>総合評価落札方式による「加算点配点基準」調書</u>)並びに長崎県建設関連業務委託制限付一般競争入札実施要綱(平成22年3月25日21建企第735号)(以下、「実施要綱」という。)第4条に規定する競争参加資格設定調書を、「実施要綱」第2条(5)に定める競争参加資格委員会(以下、「競争参加資格委員会」という。)で審査を受けるものとする。</p> <p>(3) 「契約担任者」は、前号の審査後、速やかに長崎県総合評価審査委</p>

改正後	改正前
<p>(3) 「契約担任者」は、前号の審査後、速やかに長崎県総合評価審査委員会設置要領(平成19年1月19日18監第469号)に基づき設置された長崎県総合評価審査委員会(以下、「総合評価審査委員会」という。)に、「実施対象業務の適否」及び「落札者決定基準」については様式9号及び様式10号により意見を聴取しなければならない。</p> <p>(4) 「契約担任者」は、品質確保・向上に関する提案について、競争参加資格委員会(委員長が別に定める「技術審査分科会」)の審査後、速やかに「総合評価審査委員会」に「<u>技術資料(品質確保・向上に関する提案)評価集計表</u>」(様式11号)を提出し、意見を聴取しなければならない。</p> <p><u>第4条 入札方式</u>  <u>「総合評価落札方式」による入札は、「実施要綱」第2条(10)に定める事前審査型入札の規定を準用するものとし、本要領に定める事項を優先して適用する。</u></p> <p><u>2 「総合評価落札方式」の入札を電子入札システム及び電子入札補助システム(以下「電子入札システム等」という。)で実施する場合は、長崎県建設工事等電子入札実施要綱(平成18年1月15日17監第426号)以下、「電入要綱」という。)第2条に規定する建設関連業務委託(以下、「電子入札対象業務委託」という。)に適用する。</u></p> <p><u>第5条 総合評価の評価方法</u>  <u>「総合評価落札方式」の評価方式は、以下のとおり区分する。</u></p> <p><u>(1) 事前評価タイプ</u>  <u>入札に参加しようとする者(以下、「入札参加希望者」という。)から、事前に「技術資料等」の提出を求め、開札前に競争参加資格の審査及び企業の技術力の評価を行う方式である。</u></p> <p><u>(2) 事後評価タイプ</u>  <u>入札参加者から、入札書と同時に「技術資料等」の提出を求め、開札後に競争参加資格の審査及び企業の技術力の評価を行う方式であり、特</u></p>	<p>員会設置要領(平成19年1月19日18監第469号)に基づき設置された長崎県総合評価審査委員会(以下、「総合評価審査委員会」という。)に、「実施対象業務の適否」及び「落札者決定基準」については様式8号及び様式9号により意見を聴取しなければならない。</p> <p>(4) 「契約担任者」は、品質確保・向上に関する提案について、競争参加資格委員会(委員長が別に定める「技術審査分科会」)の審査後、速やかに「総合評価審査委員会」に様式10号(評価集計表)を提出し、意見を聴取しなければならない。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p>

改正後

別簡易型に適用する。  
(3) 事前事後混在タイプ  
「入札参加希望者」から、事前に「技術資料等」のうち、品質確保・向上に関する提案の提出を求め、開札前に評価を行い、入札書と同時に、品質確保・向上に関する提案以外の「技術資料等」の提出を求め、開札後に競争参加資格の審査及び品質確保・向上に関する提案以外の企業の技術力の評価を行う方式であり、簡易型に適用する。

第6条 総合評価の方法

評価値は、以下の算定式により算定するものとする。  
評価値 = 価格評価点 + 技術評価点  
価格評価点 = (価格評価点の配分点) × (1 - 入札価格 / 予定価格)  
技術評価点 = 技術評価の得点  
2 価格評価点の配分点は、簡易型及び特別簡易型ともに100点とする。

第7条 略

第8条 競争参加資格申請書等の提出

「入札参加希望者」は、「実施要綱」第7条第1項に規定する競争参加資格確認申請書(様式第2号。以下「申請書」という。)のみを、入札公告に定める提出期間内に、持参又は郵送(一般書留郵便又は簡易書留郵便で提出期限内必着。)しなければならない。なお、第5条に規定する事後評価タイプ及び事前事後混在タイプは、以下に規定する書類を提出期間内に提出することとする。ただし、第27条に規定する特例を適用する場合は、この限りではない。

	簡易型	特別簡易型
提出書類	第9条第1項第2号に定める書類(品質確保・向上に関する提案)	「実施要綱」第7条第2項及び第3項に定める書類
提出期間	第9条第2項第2号に定める期間	入札書の提出開始日から入札書の提出期限日

2 「電子入札対象業務委託」の場合は、前項に規定する提出書類を、電子入

改正前

(追加)

第4条 略

第5条 競争参加資格申請書の提出

入札に参加しようとする者は(以下「入札参加希望者」という。)「実施要綱」第7条第1項に規定する競争参加資格確認申請書(様式第2号。以下「申請書」という。)のみを、以下に規定する入札公告に定める提出期間内に、持参又は郵送(一般書留郵便又は簡易書留郵便で提出期限内必着。)しなければならない。ただし、第22条に規定する特例を適用する場合は、この限りではない。

簡易型	特別簡易型
公告日の翌日から起算して15日以内 (休日を除く)	公告日の翌日から起算して7日以内 (休日を除く)

2 「実施要綱」第7条第2項に規定する「申請書」に添付する書類は、入札

改正後	改正前
<p><u>札補助システムにより提出するものとする。</u></p> <p>第9条 略</p> <p>略</p> <p>2 「技術資料等」は、次の各号に規定する提出期間内に、持参又は郵送（一般書留郵便又は簡易書留郵便に限る。提出期限内必着。）しなければならない。ただし、第27条に規定する特例を適用する場合は、この限りではない。</p> <p>（1）企業・配置予定管理技術者の経験及び能力に係る資料（前項に規定する様式2号以外の資料）は、<u>入札書の提出開始日から</u>入札書の提出期限日までに入札書と同時に提出しなければならない。</p> <p>（2）略</p> <p>3 略</p> <p><u>4 「電子入札対象業務委託」における「技術資料等」の提出は、第8条第2項の規定を準用する。</u></p> <p><u>5 略</u></p> <p><u>6 略</u></p> <p><u>7 略</u></p> <p><u>8 略</u></p> <p><u>9 略</u></p> <p>第10条 一括審査方式について</p> <p><u>「契約担任者」は、以下の要件に該当する複数業務の総合評価落札方式を実施する場合は、一括審査方式による発注、及び「技術資料等」の提出を一括して求めることができるものとし、入札公告においてその旨を公告するものとする。</u></p> <p><u>（1）同一発注機関で同一日に入札公告を行い、同一日に開札する業務であること。</u></p> <p><u>（2）同種業務として発注する業務であること。</u></p> <p><u>（3）評価項目等が同一であること。</u></p>	<p><u>書の提出期限日までに、第6条第2項第1号に規定する資料と共に提出しなければならない。</u></p> <p>第6条 略</p> <p>略</p> <p>2 「技術資料等」は、次の各号に規定する提出期間内に、持参又は郵送（一般書留郵便又は簡易書留郵便に限る。提出期限内必着。）しなければならない。ただし、第22条に規定する特例を適用する場合は、この限りではない。</p> <p>（1）企業・配置予定管理技術者の経験及び能力に係る資料（前項に規定する様式2号以外の資料）は、入札書の提出期限日までに入札書と同時に提出しなければならない。</p> <p>（2）略。</p> <p>3 略</p> <p><u>4 （追加）</u></p> <p><u>4 略</u></p> <p><u>5 略</u></p> <p><u>6 略</u></p> <p><u>7 略</u></p> <p><u>8 略</u></p> <p><u>（追加）</u></p>

改正後	改正前
<p><u>2 「入札参加希望者」は、一括審査方式の対象業務のすべての業務又は希望する業務のみ参加することができるものとする。</u></p> <p><u>3 前項において「技術資料等」を一括して提出する場合は、「技術資料等の一括提出誓約書（単体用）」（様式8 - 1号）又は「技術資料等の一括提出誓約書（共同企業体用）」様式8 - 2）を提出しなければならない。</u></p> <p><u>4 開札日時が早い業務から評価値が最も高い者に落札決定を行うものとする。</u></p> <p><u>5 落札者決定の通知を受けた者は、以降の入札の落札者にはなり得ないものとする。</u></p> <p><u>6 「電子入札対象業務委託」における技術資料等の一括提出誓約書の提出は、第8条第2項の規定を準用する。</u></p> <p>第<u>11</u>条 略</p> <p>第<u>12</u>条 略 競争参加資格及び企業の技術力の審査は、開札後に行うものとし、入札価格と入札参加者の自己審査点で算出された評価値が最も高い者の審査を行い、その結果、競争参加資格を有し、評価値が最も高い者であると判断された場合は、他の入札参加者の審査は行わないものとする。ただし、簡易型の場合は、入札価格と第<u>16</u>条の規定に基づき審査した品質確保・向上に関する提案の得点及び自己審査点で算出された評価値が最も高い者の審査を行う。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>第<u>13</u>条 略</p> <p>第<u>14</u>条 略 略</p> <p>2 入札参加者の選定を行った場合、「契約担任者」は、競争参加資格委員会</p>	<p>第<u>7</u>条 略</p> <p>第<u>8</u>条 略 競争参加資格及び企業の技術力の審査は、開札後に行うものとし、入札価格と入札参加者の自己審査点で算出された評価値が最も高い者の審査を行い、その結果、競争参加資格を有し、評価値が最も高い者であると判断された場合は、他の入札参加者の審査は行わないものとする。ただし、簡易型の場合は、入札価格と第<u>12</u>条の規定に基づき審査した品質確保・向上に関する提案の得点及び自己審査点で算出された評価値が最も高い者の審査を行う。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>第<u>9</u>条 略</p> <p>第<u>10</u>条 略 略</p> <p>2 入札参加者の選定を行った場合、「契約担任者」は、競争参加資格委員会に</p>

改正後	改正前
<p>において「入札参加希望者」の選定結果を、競争参加資格確認通知書（「実施要綱」様式第9号）により、<u>第8条第1項に規定する書類</u>の提出期限の翌日から起算して10日以内（休日を含む。）にすべての「入札参加希望者」に通知するものとする。また、前項の「選定システム」により、非選定となった者については、競争参加資格がないと認められた理由欄に「入札参加者を選定するための基準により非選定」の旨を記載するものとする。</p>	<p>において「入札参加希望者」の選定結果を、競争参加資格確認通知書（「実施要綱」様式第9号）により、<u>「申請書」</u>の提出期限の翌日から起算して10日以内（休日を含む。）にすべての「入札参加希望者」に通知するものとする。また、前項の「選定システム」により、非選定となった者については、競争参加資格がないと認められた理由欄に「入札参加者を選定するための基準により非選定」の旨を記載するものとする。</p>
<p>第<u>15</u>条 略  「契約担任者」は、入札参加者について、開札後速やか（原則開札後3日以内）に、<u>「評価値算定表」</u>（様式<u>18</u>号）を作成し、「競争参加資格委員会」で審査を受けるものとする。</p>	<p>第<u>11</u>条 略  「契約担任者」は、入札参加者について、開札後速やか（原則開札後3日以内）に、評価値算定表（様式<u>14</u>号）を作成し、「競争参加資格委員会」で審査を受けるものとする。</p>
<p>第<u>16</u>条 略  「契約担任者」は、「技術資料等」の提出があった者について、提出期限日の翌日から起算して15日以内（休日を除く）に、技術資料（品質確保・向上に関する提案）評価集計表（様式<u>11</u>号）を作成し、競争参加資格委員会（「委員長」が別に定める「技術審査分科会」に委ねた場合は「技術審査分科会」）で審査を受けるものとする。</p>	<p>第<u>12</u>条 略  「契約担任者」は、「技術資料等」の提出があった者について、提出期限日の翌日から起算して15日以内（休日を除く）に、技術資料（品質確保・向上に関する提案）評価集計表（様式<u>10</u>号）を作成し、競争参加資格委員会（「委員長」が別に定める「技術審査分科会」に委ねた場合は「技術審査分科会」）で審査を受けるものとする。</p>
<p>第<u>17</u>条 略  略  <u>2 「電子入札対象業務委託」の場合は、「電入要綱」第15条の規定に基づき、電子入札システムで入札書を提出するものとする。</u>  <u>3 「電入要綱」第26条の規定に基づき、紙入札へ移行することが承認された場合は、同条に規定する方法で入札書を提出するものとする。</u>  <u>4 略</u></p>	<p>第<u>13</u>条 略  略  <u>（追加）</u>  <u>（追加）</u>  <u>2 略</u></p>
<p>第<u>18</u>条 略</p>	<p>第<u>14</u>条 略</p>
<p>第<u>19</u>条 略</p>	<p>第<u>15</u>条 略</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第20条 略</p> <p>入札執行者は、開札後、入札が不調になった場合を除き、<u>入札会場において(「電子入札対象業務委託」の場合は電子入札システムにより)</u>「保留」を宣言し、次に掲げる内容を告知して入札を終了するものとする</p> <p>ア～オ 略</p> <p>2 略</p> <p>第21条 落札者の決定</p> <p><u>「契約担任者」は、第6条の規定に基づき入札参加者の総合評価を行い、落札者を決定するものとする。</u></p> <p>2 <u>「低入札調査対象者」があった場合、「契約担任者」は「低入札要領」第6条の規定に基づき調査を実施し、「低入札調査対象者」の入札価格により、契約の内容に適合した履行がなされると認める者及び「低入札調査対象者」以外の予定価格の範囲内にある者のうち、評価値が最も高い者を落札者とするものとする。</u></p> <p>3 <u>「低入札調査対象者」の入札価格により、契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるときは、その者の行った入札は無効とする。</u></p> <p>4 <u>落札者となるべき評価値の最も高い者が2者以上あるときで、くじ引きにより落札者を決定する場合は、以下のとおりとする。</u></p> <p><u>(1)「電子入札対象業務委託」の場合は、電子入札システムにより入札参加者に付与されたくじ番号を使用し、以下の方法で落札者を決定する。</u></p> <p><u>くじ対象者について、入札書の提出日時により順位をつける。</u></p> <p><u>次の計算式により「余り」を求める。</u></p> <p><u>くじ対象者のくじ番号の合計 / くじ対象者数 = 余り</u></p> <p><u>余り に“1”を加算した数が、 の提出順位と同じであるくじ対象者が落札者となる。</u></p> <p><u>「くじ引きの結果について」(様式15号)を作成する。</u></p>	<p>第16条 略</p> <p>入札執行者は、開札後、入札が不調になった場合を除き、「保留」を宣言し、次に掲げる内容を告知して入札を終了するものとする</p> <p>ア～オ 略</p> <p>2 略</p> <p>(追加)</p>

改正後	改正前
<p><u>(2)「電子入札対象業務委託」以外の場合は、くじ引きの開催について、以下の通知を電送行うものとする。</u></p> <p><u>「くじの実施について(通知)」(様式15号)</u></p> <p><u>「FAX送信票兼受領書」(様式16号)</u></p> <p><u>「建設関連業務委託の入札結果等の公表について(令和2年9月30日付2建企第365号改正通知)」(以下「入札結果等の公表について」という。)に定める入札結果一覧表(別紙様式1-2)及び「総合評価落札方式評価表」(様式20号)に【落札決定前】と記載したもの。</u></p> <p>第22条 略</p> <p>第23条 略</p> <p>「契約担任者」は、落札者が決定した場合は、「落札者決定通知書」(様式13号)を落札者に通知しなければならない。また、落札者以外については「落札決定の通知について」(様式14号)を通知しなければならない。</p> <p>2 簡易型においては、技術資料(品質確保・向上に関する提案)における提案の採否通知は、落札決定後遅滞なく、入札に参加した者に様式12号で行うものとする。</p> <p>第24条 略</p> <p>落札者決定の通知をした場合は、「<u>入札結果等の公表について</u>」に定める別紙様式1-2、様式20号及び「<u>電子入札対象業務委託</u>」以外においてくじ引きにより落札者を決定した場合は「<u>くじ引きの結果について(様式17号)</u>」を長崎県ホームページで公表することとし、「<u>公表用指名選定調書</u>」(様式19号)は、紙による閲覧とする。</p> <p>2 第12条の規定により審査された者以外の公表内容については、参加者の自己審査点を公表するものであり、申請された内容による競争参加資格及び各評価項目の評価結果を確約するものではない。</p>	<p>第17条 略</p> <p>第18条 略</p> <p>「契約担任者」は、落札者が決定した場合は、「落札者決定通知書」(様式12号)を落札者に通知しなければならない。また、落札者以外については「落札決定の通知について」(様式13号)を通知しなければならない。</p> <p>2 簡易型においては、技術資料(品質確保・向上に関する提案)における提案の採否通知は、落札決定後遅滞なく、入札に参加した者に様式11号で行うものとする。</p> <p>第19条 略</p> <p>落札者決定の通知をした場合は、「<u>建設関連業務委託の入札結果等の公表について</u>」(令和2年9月30日付2建企第365号改正通知)に定める<u>入札結果一覧表(別紙様式1-2)</u>及び<u>総合評価落札方式評価表(様式16号)</u>を長崎県ホームページで公表することとし、公表用指名選定調書(様式15号)は、紙による閲覧とする。</p> <p>2 第8条の規定により審査された者以外の公表内容については、参加者の自己審査点を公表するものであり、申請された内容による競争参加資格及び各評価項目の評価結果を確約するものではない。</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="230 236 1102 384"><u>3 入札結果の公表は、契約を締結した日の翌日から起算して1年間が経過する日まで閲覧に供するものとする。ただし、入札参加者の企業の技術力の評価結果の長崎県ホームページでの公表は、落札決定日から休日を除いた2週間とする。</u></p> <p data-bbox="197 427 365 499">第25条 略</p> <p data-bbox="255 507 1102 890"> (1) 落札者は不可抗力等落札者の責によらない場合を除き、様式12号に掲げる事項のうち評価されたものについて業務を履行しなければならず、その部分については、請負代金の変更等を行わない。  (2) 発注者は、落札者の責により様式12号に掲げる事項のうち評価されたものについて履行が確認できない場合において、業務成績評定を10点減点する。  (3) 契約締結後、不可抗力等落札者の責によらないで様式12号に掲げる事項のうち評価されたものについて履行できない場合は、請負代金の変更等その後の対応について、発注者落札者で協議して定めるものとする。 </p> <p data-bbox="197 938 365 970">第26条 略</p> <p data-bbox="197 1018 365 1050">第27条 略</p> <p data-bbox="197 1098 286 1129">附 則</p> <p data-bbox="255 1137 835 1169"><u>この要領は、令和6年 4月1日から施行する。</u></p>	<p data-bbox="1151 236 1256 268"><u>(追加)</u></p> <p data-bbox="1122 427 1290 499">第20条 略</p> <p data-bbox="1180 507 2049 890"> (1) 落札者は不可抗力等落札者の責によらない場合を除き、様式11号に掲げる事項のうち評価されたものについて業務を履行しなければならず、その部分については、請負代金の変更等を行わない。  (2) 発注者は、落札者の責により様式11号に掲げる事項のうち評価されたものについて履行が確認できない場合において、業務成績評定を10点減点する。  (3) 契約締結後、不可抗力等落札者の責によらないで様式11号に掲げる事項のうち評価されたものについて履行できない場合は、請負代金の変更等その後の対応について、発注者落札者で協議して定めるものとする。 </p> <p data-bbox="1122 938 1290 970">第21条 略</p> <p data-bbox="1122 1018 1290 1050">第22条 略</p> <p data-bbox="1122 1098 1211 1129">附 則</p>